㈢	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号ハに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたもの に限る。）を有する建築物	（略）	第一項の表一の㈣項に掲げる図書及び第一項の表二の㈢欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号ハに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	（略）
㈣～㈦	（略）	（略）	（略）	（略）

二　（略）

6～11　（略）

（型式部材等）

第十条の五の四　法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

一　令第百三十六条の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外の建築物の部分（次号及び第三号において「建築物の部分」という。）で、当該建築物の部分（構造耐力上主要な部分及び法第三十七条の規定により同条に規定する指定建築材料を使用する部分に限る。以下この号において同じ。）に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び工程の三分の二以上であるもの

二　建築物の部分で、当該建築物の部分（建築設備を除く。以下この号において同じ。）に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの（前号に掲げるものを除く。）

三　建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの（前二号に掲げるものを除く。）

四　（略）

㈡	令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる建築物の部分（同号ロに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けたもの に限る。）を有する建築物	（略）	第一項の表一の㈢項に掲げる図書及び同項の表二の㈡欄に掲げる図書のうち令第百三十六条の二の十一第一号ロに掲げる規定が適用される建築物の部分に係る図書	（略）
㈢～㈦	（略）	（略）	（略）	（略）

二　（略）

6～11　（略）

（型式部材等）

第十条の五の四　法第六十八条の十一第一項（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める型式部材等は、次に掲げるものとする。

（新設）

一　令第百三十六条の二の十一第一号に規定する門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの（屋上又は屋内にあるものを除く。）以外の建築物の部分（次号において「建築物の部分」という。）で、当該建築物の部分（建築設備を除く。以下この号において同じ。）に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの

二　建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計がすべての製造及び施工の工程の三分の二以上であるもの（前号に掲げるものを除く。）

三　（略）